

神通川左岸浄化センター海域等調査業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、神通川左岸浄化センター海域等調査業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 業務内容は、神通川左岸浄化センター周辺海域及び足洗潟の調査を行うとともにその結果について解析するものとする。

(法令遵守)

第3条 受注者は、委託業務の履行にあたり、計量法(平成4年法律第51号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他関連する法律を遵守して、業務を処理しなくてはならない。なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等については、発注者及び受注者が協議するものとする。

(提出書類)

第4条 提出書類は以下に示すとおりとする。

(1)業務着手時に提出する書類

- ①業務着手届(様式第16-1号)
- ②業務工程表(様式第17-1号)
- ③管理技術者等届(様式第18-1号)
(管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士(濃度関係)登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。)
- ④計量法による計量証明事業登録の写し
- ⑤計量法による計量証明事業登録簿の謄本の写し
- ⑥計量証明に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類
- ⑦試料の採取手順及び分析項目ごとの分析手法(フロー)を記した書類

(2)業務完了時に提出する書類(年度完了毎に提出)

- ①業務委託完了届(様式第20-1号)
- ②調査報告書(A4版) 3部
- ③調査報告書が記録された電子媒体(CD-R等) 1式
- ④測定値を記録したチャート紙等の関係資料 1部
- ⑤業務記録写真 1部

(3)その他、調査職員が提出するように指示した書類

(技術者の配置等)

第5条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確に業務を履行しなければならない。

2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。

3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

(業務記録写真)

第6条 受注者は、業務の状況が判断できる業務記録写真を提出しなければならない。

2 業務記録写真は、業務の進行順序に従い、撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。

(調査)

第7条 受注者は、調査を以下に示すとおりに行わなければならない。

(1)海域調査

①調査の実施場所

別添の図面及び調査職員の指示による。

全15地点。

②調査の実施回数

調査の実施回数は年12回(月1回)とし、実施時期は、調査職員の指示によるものとする。

③関係機関との調整

調査に先立ち、受注者は海上保安庁の許可(届出)を得ることとする。

④試料の採取

ア 採水及び採泥は、受注者が傭船のうえ行うこと。

イ 採水は、地点毎に、海水を上層・中層の2層に分けて採取したものを混合し、地点検体を作成すること。

ウ 採泥は、各採水地点毎に行うこと。

⑤分析項目及び方法

ア 水質分析(No.1からNo.13地点の計15地点で実施)

分析測定は、次の11項目を、昭和46年環境庁告示第59号及び昭和57年環境庁告示第41号または日本工業規格(JIS)、下水試験方法等に定める方法により分析を行う。

- ・水温
- ・pH
- ・塩分濃度
- ・濁度
- ・COD(海域)
- ・アンモニア性窒素
- ・亜硝酸性窒素
- ・硝酸性窒素
- ・有機性窒素
- ・全窒素
- ・全リン

イ 底質分析(No.1からNo.13地点の計15地点で実施)

分析測定は、強熱減量について底質調査方法(昭和63年環境庁水質保全局通達127号)に基づき行う。

(2)足洗潟調査

①調査の実施場所

足洗潟公園内1箇所。別添の図面及び調査職員の指示による。

②調査の実施回数

調査は、5月、8月、11月、2月の年4回とし、実施時期は、調査職員の指示によるものとする。

③試料の採取

採水は、受注者が行うものとする。

④分析項目及び方法

分析測定は、次の11項目を、昭和46年環境庁告示第59号及び昭和57年環境庁告示第41号または日本工業規格(JIS)、下水試験方法、上水試験方法に定める方法等により分析を行う。

- ・水温
- ・透視度
- ・pH
- ・DO
- ・SS
- ・COD
- ・BOD

- ・全窒素
- ・全リン
- ・塩素イオン
- ・クロロフィルa

(解析等)

第8条 受注者は、十分な現地踏査を行い、調査職員が提供する過年度の調査資料と比較検討し解析及び考察を行うものとする。

(報告)

第9条 受注者は、分析測定結果の報告を速やかに行うものとする。また、報告書は各年度毎に1冊にまとめらるものとする。測定結果は、以下の期間内に報告しなければならない。

・海域及び足洗潟調査 : 調査実施後 10 日以内

(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第10条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

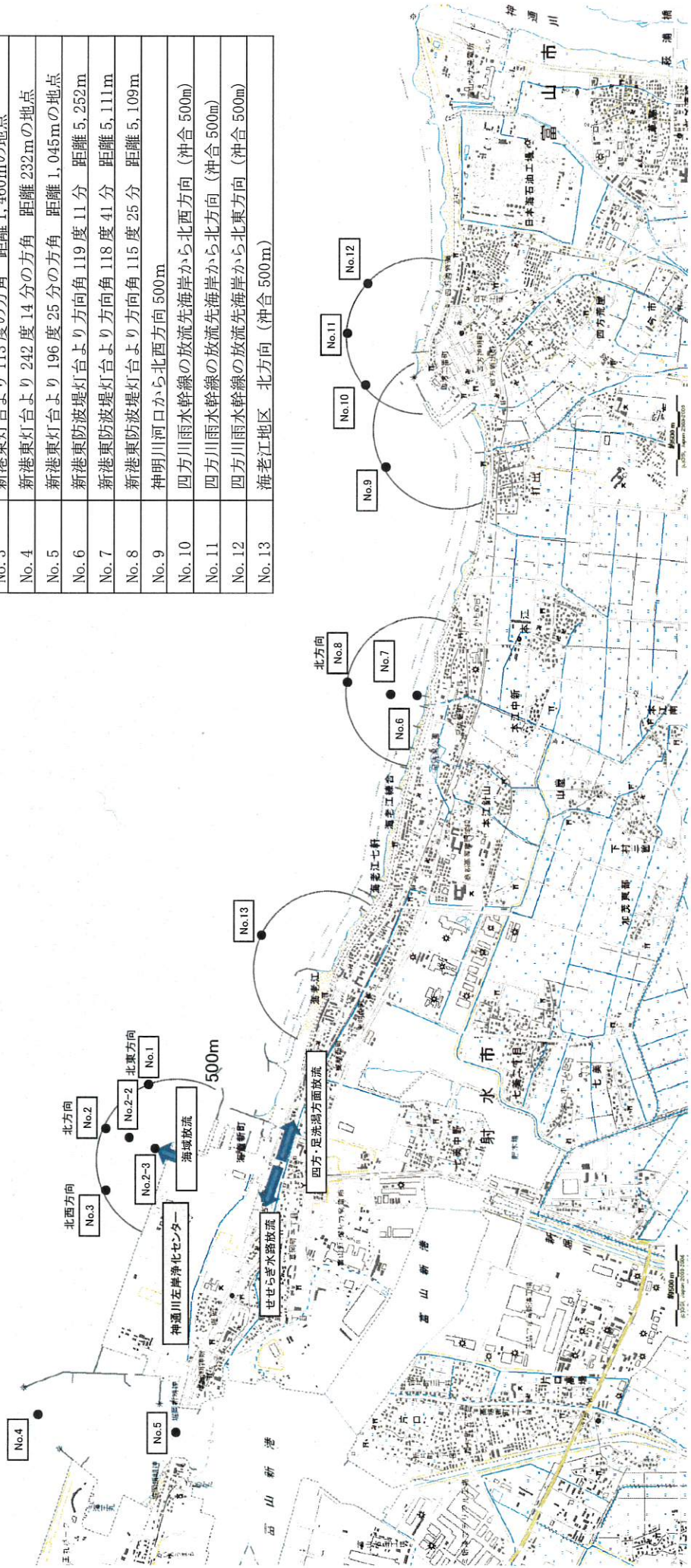
(疑義の解釈)

第11条 この仕様書の各条項に疑義が生じた場合、又は定めのない場合には、発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

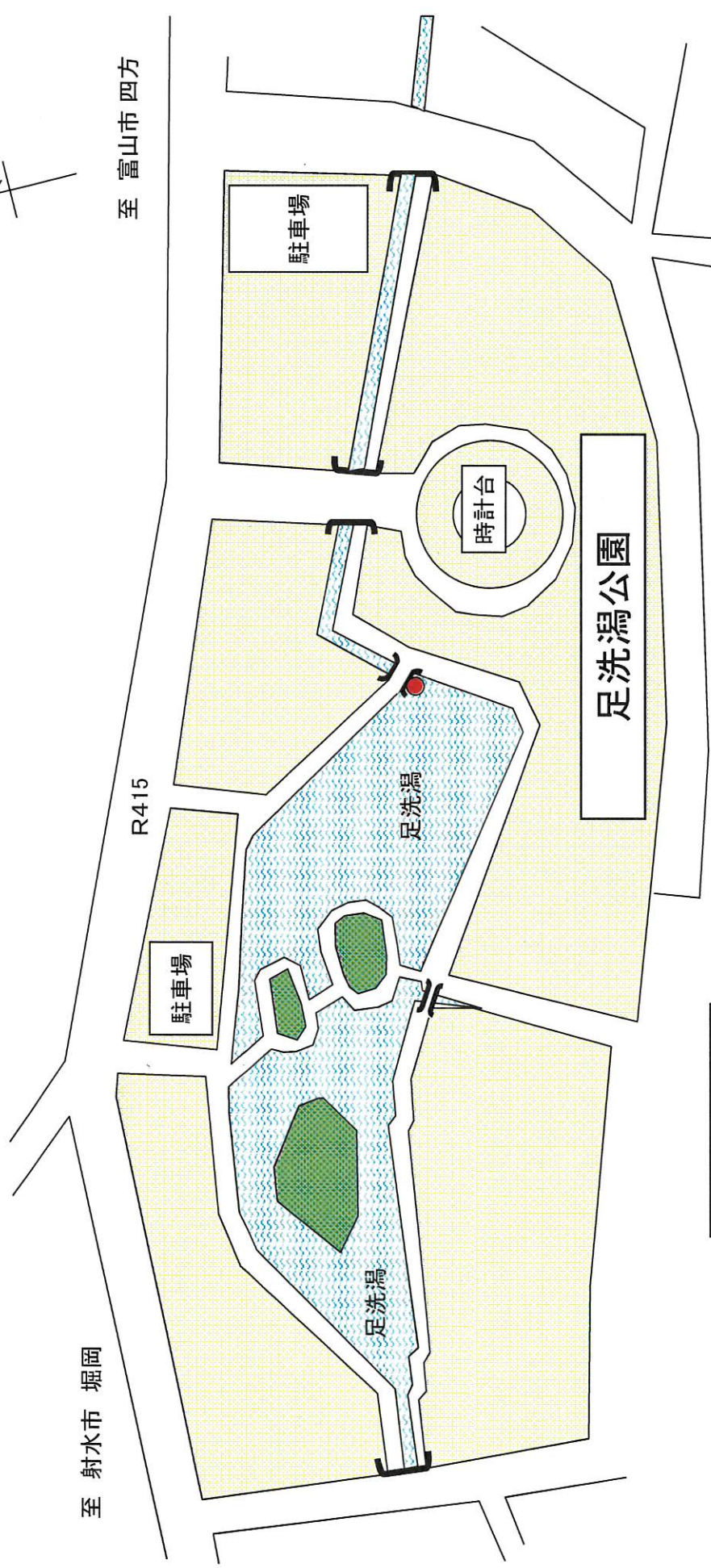
神通川左岸浄化センター
海域調査地点図

海域調査位置

地点番号	地点概要
No. 1	新港東灯台より 109 度 43 分の方角 距離 2,182m の地点
No. 2	新港東灯台より 106 度の方角 距離 1,780m の地点
No. 2-2	海域放流吐口から北方向 300m
No. 2-3	海域放流吐口から北方向 100m
No. 3	新港東灯台より 113 度の方角 距離 1,460m の地点
No. 4	新港東灯台より 242 度 14 分の方角 距離 232m の地点
No. 5	新港東灯台より 196 度 25 分の方角 距離 1,045m の地点
No. 6	新港東防波堤灯台より 方向角 119 度 11 分 距離 5,252m
No. 7	新港東防波堤灯台より 方向角 118 度 41 分 距離 5,111m
No. 8	新港東防波堤灯台より 方向角 115 度 25 分 距離 5,109m
No. 9	神明川河口から北西方向 500m
No. 10	四方川雨水幹線の放流先海岸から北西方向 (沖合 500m)
No. 11	四方川雨水幹線の放流先海岸から北方向 (沖合 500m)
No. 12	四方川雨水幹線の放流先海岸から北東方向 (沖合 500m)
No. 13	海老江地区 北方向 (沖合 500m)



足洗瀉調査地点図



凡 例
● : 調査地点

枚	数	表 紙 共	7	枚
設 計	年 月		平成30年1月	

平成30～34年度

神通川左岸浄化センター海域等調査業務委託

参考数量調書

(公財)富山県下水道公社
施 設 管 理 課

総括表

委託業務価格 円

消費税相当額 円

設計額 円

履行場所 射水市海竜町周辺海域他

履行内容 神通川左岸浄化センター周辺海域等の環境調査業務を委託するもの。

委託費内訳表						
費目	細目	数量	単位	金額	備考	
1 直接人件費等		1	式			
直接物品費		1	式			
2 直接業務費		1	式			
業務管理費		1	式			
3 委託業務原価		1	式			
一般管理費等		1	式			
4 委託業務価格		1	式			
5 委託業務価格		1	式		端数処理、5年分	
H30年度委託業務価格		1	式			
H31年度委託業務価格		1	式			
H32年度委託業務価格		1	式			
H33年度委託業務価格		1	式			
H34年度委託業務価格		1	式			

(公財) 富山県下水道公社

委 託 業 務 明 細 表						
名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
直接人件費等						
海城調査(1年分)		1	式			一位代価表 第 1 号
足洗渦調査(1年分)		1	式			一位代価表 第 2 号
	計					1年分
1. 直接人件費等						
H30年度直接人件費等		1	式			
H31年度直接人件費等		1	式			
H32年度直接人件費等		1	式			
H33年度直接人件費等		1	式			
H34年度直接人件費等		1	式			
	計					5年分

第一位代価表 第 1 号

1 式 当たり

市

一位代価表 第 2 号

名 称 足洗漏調査(1年分)

1 式 当たり

一 金 円

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
サンプリング(足洗い)	足洗漏、年4回	4	検体			1箇所×4回×1年
透視度	足洗漏、年4回	4	検体			"
pH・水温	足洗漏、年4回	4	検体			"
SS	足洗漏、年4回	4	検体			"
DO	足洗漏、年4回	4	検体			"
COD	足洗漏、年4回	4	検体			"
BOD	足洗漏、年4回	4	検体			"
全窒素	足洗漏、年4回	4	検体			"
全リン	足洗漏、年4回	4	検体			"
塩素イオン	足洗漏、年4回	4	検体			"
クロロフィルa	足洗漏、年4回	4	検体			"
データ分析及び報告書作成(足洗い調査)	足洗漏調査	1	ヶ年分			
	計					